

<会見>  
◎直ちに緊急の会見を開催  
●直近の定例会見で説明、会見未開催日は臨時会見開催も検討  
○直近の定例会見で説明  
△場合により一斉メール発信

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング			
(1)原子力災害対策特別措置法第10条第1項および第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。		原災法第10条および第15条通報第25条報告											
(2)核燃料（溶融燃料を含む）の冷却機能（原子炉注水を含む）が停止したとき。	全号機を対象として、常設設備のほか、炉注水設備および使用済燃料プール冷却系等の仮設設備を対象とする。ただし、規定どおりに予備機の起動により冷却機能を回復した場合は対象外とする。なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	原子炉注水システム	ポンプ自動停止	トラブル	既設の設備での原子炉への注水不能（原子炉注水ポンプが停止し、非常用含む既設の設備にて、原子炉注水が出来ていない場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
				ポンプが1台停止した場合又は停止する必要が生じた場合（原子炉注水ポンプは停止したものの、代替機器により原子炉注水は継続している場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
			炉注流量変動	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉への注水量が不足している場合（常用原子炉注水系で原子炉の冷却に必要な流量が確保されていない） （待機中の非常用原子炉注水系の動作可能なポンプで冷却に必要な流量が確保されていない） ・任意の24時間あたりの注水量増加幅が1.0ml/時を超過	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
				炉注流量変更等	操作	設定流量を変更する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					設定流量変更を伴わない流量変更（自然増減分の調整）の場合	×	-	-	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			不具合対応のための計画的なポンプ停止	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
			ポンプ切替、定例試験等予定作業	×	-	-	-	-	-	その他			
			使用済燃料プール冷却システム（共用プールも含む）	ポンプ等自動停止	トラブル	一次系および二次系の冷却が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	複数号機の冷却停止および、復旧に時間を要する場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
						冷却機能に影響しない設備が停止した場合（塩分除去装置の自動停止等）	×	-	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明
		5・6号機の燃料プール冷却浄化系がポンプ、弁等の不具合により停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合			○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		漏水スキマサージタンク等水位変動			トラブル	使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい（スキマサージタンクの自然減以外の水位低下および隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい） 原因不明の水位変動が生じた場合		○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
		ポンプ等起動・停止		操作	不具合対応のための計画的な冷却停止	冷却機能に影響するポンプ停止作業、切り替え	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			冷却機能に影響しないポンプ停止作業、切り替え			×	-	-	-	-	その他		
			5・6号機において残留熱除去系による原子炉停止時冷却運転（原子炉側の冷却）と非常時熱負荷運転（使用済燃料プール側の冷却）を交互に切り替えて冷却する場合		○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●運用復旧時	-	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F 状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		5・6号機原子炉冷却設備	ポンプ等自動停止	トラブル	残留熱除去系統のポンプ、弁等の不具合により原子炉の冷却を停止した場合（全燃料が取り出された場合を除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
				原子炉冷却材浄化系のポンプ、弁等の不具合により停止した場合（原子炉内に燃料が装荷された状態で、原子炉を冷却していた場合、ただし全燃料が取り出された場合を除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			ポンプ等起動・停止	操作	計画的な作業等に伴う残留熱除去系ポンプの停止により原子炉の冷却を停止する場合（全燃料が取り出された場合を除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載
(3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。	福島第一原子力発電所1～3号機を対象とする。ただし、2台運転時に1台が停止した場合など、供給に支障がない場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	窒素ガス封入装置	窒素ガス分離装置（PSA）自動停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・全台停止し、復旧に時間を要する場合 ・非常用窒素ガス分離装置が動作可能でない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
				原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響なし	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			封入流量変更	操作	封入流量の設定流量変更を伴う場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載
					封入流量の設定流量変更を伴わない場合	×	-	-	-	-	その他	
			窒素ガス封入量に一時的な変化を確認	トラブル	原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
操作	不具合対応のための計画停止	○	●事前（停止計画） ●事後（停止実績）	-	○	○	E					
(4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。	福島第一原子力発電所においては、保安規定第143条に定める再臨界の判断基準（バックグラウンドの平均値から2マイクロシーベルト/時の増加）を超える上昇が検出されたときとする。	外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を確認	トラブル	モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの有意な上昇があった場合（バックグラウンド平均+2マイクロシーベルト/時を目安とする）	○	●確認後、30分以内には必ず判明している範囲で第1報を発信、情報が入った段階で続報を発信 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				エリアモニタの有意な上昇があった場合（過去の変動範囲から逸脱した場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
				各種サンプリング値の有意な変動等（地下水サンプリング含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
(5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む）の輸送中に事故があったとき。	放射性物質とは、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第2条第2項の核燃料物質および放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む。	燃料・廃棄物関係	放射性物質等の輸送中の事故	トラブル	核燃料物質若しくは核燃料物質に汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（炉規法第2条第2項の核燃料物質および陣防法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意
				作業員・車両・物品が、保安規定で定める基準[13,000cpm]を超えて構外に出た場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意	
(6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。	燃料・廃棄物関係	燃料の移動・輸送	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	作業	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●全ての移送が終了後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載 ●核物質防護上、実績のみの説明
				放射性同位元素の盗取または所在不明	トラブル	放射性同位元素の盗取または所在不明の場合（炉規法第2条第2項の核燃料物質および陣防法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
(7) 原子炉施設に故障があったとき。	冷温停止の維持に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。 なお、福島第一原子力発電所1～3号機については、「冷温停止」を「冷温停止状態」と読み替える。	電源関係	外部電源停止	トラブル	全ての外部電源が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					運転上の制限からの逸脱 ・外部電源が1回線のみの場合（送電線事故等による瞬停時および計画的な電源切替等による停止を除く）	○		○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
			所内電源停止	トラブル	所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する（1日以上）と見込まれる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で速やかに復旧できる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●設備復旧後	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
				操作	所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が必要な場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●停止後〔1日で終る場合省略〕 ●起動後	○	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			非常用ディーゼル発電機	トラブル	定期試験等で不具合が確認され、待機除外等になる場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				運転上の制限からの逸脱 ・サンプリングの結果、再臨界および再臨界の可能性ありと判断された場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
		原子炉格納容器ガス管理システム	システムの停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・A・B両系とも停止の場合（ダストサンプリングを除く）	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●起動解除時 ※計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					1系統が停止するがもう1系統で機能が維持出来ている場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	△	○	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見にて説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メール送信
			遠隔監視不能	トラブル	プラントデータ（PCシステム上）およびwebカメラのいずれでも監視不能の場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	△	○	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見にて説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メール送信
					プラントデータ（PCシステム上）で監視不可でwebカメラでは監視可能な場合	×	—	—	—	○	その他	●定例会見・レクにて説明
			操作関係	操作	作業に伴いA・B両系とも停止し、計画的に運転上の制限から逸脱する場合（ダストサンプリングを除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略） ●起動解除時	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					作業に伴い1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持できている場合	×	—	—	—	—	その他	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F 状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		原子炉圧力容器 / 原子炉格納容器 温度、温度計	異常な温度上昇	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・ 原子炉圧力容器底部温度で80℃を超過 ・ 原子炉格納容器内温度が全体的に著しい温度 上昇傾向がある場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者 会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					原子炉圧力容器および原子炉格納容器内温度の 上昇の兆候	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●設備復旧後 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●原因、対策(必要に応じて)	△	○	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見に て説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メール送信
		温度計異常	作業	監視使用可の保安規定対象温度計について、日 常監視または毎月実施する信頼性評価で異常が 見られ点検(抵抗測定等)を実施した場合	○	●点検決定後速やかに ●点検後の扱い(監視→参考または故障)決定後	-	○	○	E	●点検結果で不良となった場合 ●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
				毎月実施する定例会見の結果、温度計の扱い (監視、参考、故障)が変更になった場合	×	-	-	-	-	その他	●月例プレス(「福島第一原子力発電所1～3号 機における原子炉内温度計および原子炉格納容器 内温度計の信頼性評価について」)にて説明	
				毎月実施する定例会見の結果、温度計の扱い (監視、参考、故障)が変更にならない場合	×	-	-	-	-	その他	●月例プレス(「福島第一原子力発電所1～3号 機における原子炉内温度計および原子炉格納容器 内温度計の信頼性評価について」)にて説明	
		水処理設備 (SARRY/ KURION/ AREVA) および 多核種除去設備 (ALPS)	設備停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・ 水処理設備において全ての設備が動作不可	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討
	水処理設備および多核種除去設備(ALPS)が計 画外に停止した場合(誤操作含む)				○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
操作	水処理設備および多核種除去設備(ALPS)の 全停を伴う場合(SARRY逆洗に伴う全停のよ うな短期間のものを除く)			○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●全停後(1日で終る場合省略) ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
	水処理設備および多核種除去設備(ALPS)が 全停しない場合(全停を伴わない操作)			×	-	-	-	-	その他			
(8)非常用炉心冷却装置 が作動したとき。(起動信 号が発信したときを含 む。)また、この場合、配 管破断の有無を確認した とき。	事故・故障等に基づき、作動又は 起動信号が発信したときをいい、 試験のために起動させる場合を 除く。	5・6号機非常 用炉心冷却系	5・6号機非常用炉 心冷却系の動作	トラブル	非常用炉心冷却系作動時(動信号発信を含 む)、およびこの場合に配管破断の有無を確認 したとき(事故・故障等によるもの。試験起動 の場合は除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者 会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意 ※起動信号のみの場合は公表区分C
(9)原子炉内で異物を発 見したとき。	①「原子炉内」とは、原子炉冷 却材圧力バウンダリ内をいう。 (福島第一原子力発電所1～4号 機を除く) ②「異物」とは、工具類、機材 類、消耗品類およびルースパー ツ(脱落した部品等)をさすものと する。 ただし、混入しても機器等へ影響 を及ぼさないものは除く。 なお、異物様物品を発見し、24 時間以内に異物と判断できない 場合は連絡する。	異物	5・6号機原子炉お よび使用済燃料プ ール内の異物発見	トラブル	5・6号機の原子炉、使用済燃料プール、圧力 抑制室内において、異物(工具類、機材類、消 耗品類およびルースパーツをさす[混入しても機 器等へ影響を及ぼさないものは除く])を発見し た場合、また、物品を落下した場合で速やかに 回収できない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●異物の状況(適宜) ●回収時	△	○	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見に て説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メール送信

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F状況	会見説明	公表区分	タイミング
(10)放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を越えたとき。	① 周辺監視区域の外の空気中又は水中の放射性物質の濃度が、規則第15条第4号および第7号に規定する濃度限度を超えたとき。 ② 気体状又は液体状の放射性廃棄物を、それぞれ排気又は排水設備によって排出した場合において原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値を超えたとき。 ③ 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより放射性廃棄物の排気施設又は排水施設の排出状況に異状が認められたとき。(福島第一原子力発電所1~4号機および集中環境処理施設については、至近の放出量と比べて「異状」な状態となった場合とする。)	水漏れ(湯気を含む)	水漏れの発見(湯気を含む)	トラブル	汚染水の場合(多核種除去設備(ALPS)含む)、または漏れた水がすぐに「ろ過水」「海水」と判断できない場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●放射性物質を含む可能性のある湯気を新たに確認した場合
						○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
		○	○	●	B	●分析の結果、高濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 以上)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見未開催日には臨時会見・レクの開催を検討				
		○	○	○	C	●分析の結果、低濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 未満)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明				
(11)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。	① 気体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 液体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ③ 福島第一原子力発電所については、「管理区域」を「管理対象区域」と読み替える。	水たまりの発見	トラブル	「雨水」「地下水」「結露水」と判断できる場合(分析には回すまでもない場合) 汚染水の場合(雨水、地下水、結露水でない場合)、または「雨水」「地下水」「結露水」とすぐに判断できない場合	×	-	-	-	その他	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
		○	○	●	B	●分析の結果、高濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 以上)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討				
		○	○	○	C	●分析の結果、低濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 未満)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明				
(12)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。	漏えい検知器動作	トラブル	配管から漏えいにより漏えい検知器が動作した場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」	
		対象設備外部への放射性物質放出	モニタリングポストの欠測	トラブル	モニタリングポストの欠測(隣接2局以上かつ2h以上継続) モニタリングポストの欠測(上記以外)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		○	△	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見にて説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メール送信				
		○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討				
		滞留水移送の計画外停止	トラブル	漏えい以外で計画外に停止した場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		滞留水の移送	作業	高濃度滞留水移送開始・停止・移送先変更(1~4号機タービン建屋地下、サイトバンカ、共用プールダクト等からの移送) 低濃度滞留水(5・6号機等)の移送(仮設タンク等、陸上での移送) 低濃度滞留水(5・6号機等)の移送(メガフロート等、海への流出の可能性のある移送)	○	○	-	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
					×	-	-	その他	●滞留水水位、移送、処理状況に記載し、ホームページ掲載	
					○	-	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
		キャスク仮保管施設の異常	トラブル	キャスク仮保管施設の表面温度、密封圧力指示に異常が認められた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
			作業	シルトフェンスを開閉した場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●開放後（1日で終る場合省略） ●閉止後 ●完了後速やかに	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
				放射性物質放出防止に係る作業の完了（ビット閉塞工事、カバ設置工事等）	○		-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
(13)放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別な措置を必要とするときも同様とする。	① 放射線業務従事者の受ける実効線量（5年間につき100ミリシーベルト、かつ、1年間につき50ミリシーベルト）、眼の水晶体の等価線量（1年間につき150ミリシーベルト）、皮膚の等価線量（1年間につき600ミリシーベルト）、女性の実効線量等が法令で定める線量限度を超えたとき、又はそのおそれがあるとき。  ② 線量限度以下の被ばくであっても放射線管理計画書に記載された値を著しく超えたとき。  ③ 被ばく者に対する特別な措置とは、医師等の指示により勤務場所等を変更したとき、医師が放射線障害のおそれがあると判断し、診察・処置等を行ったとき、又は医師の診察・除洗等の処置を必要とするときをいう。ただし、発電所内で水洗等の簡易な除洗で除去されたものは除く。	被ばく関係	トラブル	線量超過 法令に定める線量限度を超えた場合、そのおそれのある場合（1日もしくは作業単位での大量の被ばくの場合） （実効線量100ミリシーベルト/5年&50ミリシーベルト/年、眼の水晶体150ミリシーベルト/年皮膚500ミリシーベルト/年等）  放射線管理計画書に記載された値を超えた場合（5ミリシーベルトを超える作業が対象）、または非放射線従事者が0.5ミリシーベルトを超えた場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意 ●察検で超過する場合は公表区分D
				計画線量を大きく超えたことを確認した場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明
			トラブル	個人線量計の装着忘れ（リングパッチ等も含む）	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			トラブル	高濃度物質、高濃度汚染水を発見	○	●制限措置実施判断後30分以内を目安に通報	△	○	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見にて説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メールを送信
			トラブル	内部取込の可能性	○	●ホールボディカウンタ受検指示後30分以内を目安に通報 ●ホールボディカウンタ結果判明時	-	○	○	E	●定例会見にて説明 ●日報、1F状況にも記載 ●内部取り込みが確定した場合は公表区分C
			トラブル	高濃度汚染水の被水	○	●判明後30分以内を目安に通報 ●汚染検査、除染結果	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
			トラブル	全面マスク着用指示	○	●全面マスク着用指示後30分以内を目安に通報 ●ダスト、空間線量確認後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
			(14)敷地内において火災が発生したとき。	火災であるかを判断できない場合は、発煙の有無等の発生事象の概要、消防署への通報の有無等の対応内容について連絡する。	火災・発煙・油漏れ	トラブル	火災を発見し、119番通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●鎮火後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後	○	○
	火災報知器が動作し、誤発報との判断ができない場合	○				●発生確認後30分以内を目安に通報 ●現場確認後（火災or誤警報判断後）30分を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
	火災報知器が動作したが30分以内に誤発報の確認ができた場合	×					-	-	-	その他	
トラブル	発煙・焦げ跡の確認	○				●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●発煙停止後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後（火災か否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
トラブル	油漏れ/薬液（危険物）漏れ	○				●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏れいか否か）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
	危険物漏えいのおそれがあり消防に通報した場合で地面へ染み込んでいる場合	○				●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏れいか否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
(15)原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	人の障害とは、放射線による障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものとし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断できない場合は連絡する。	けが人、傷病者	トラブル	作業に起因する負傷で死亡者が発生した場合	○	●死亡判断が出された後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				作業に起因する負傷で重傷者が発生した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●医師の診断結果が出た後（個人の病気の場合を除く）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見未開催日には臨時会見・レクの開催を検討
				救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（個人の病気の場合を除く）	○	△	○	D	●平日昼間に発生したものは、直近の定例会見にて説明 ●夜間・休日に発生した場合は一斉メールを送信
				業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、または集団感染の発生などで作業に影響が出る場合	○	●医師の診断（作業起因による1日以上の休業または感染症による休業）が出た後	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明
(16)前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。	発電所敷地内で起きた事故であって救急車を要請した場合、ドクターヘリが発電所内に着陸する場合等。										

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F 状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		原子炉施設が原因となる人の障害	トラブル	原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く）が発生し、又は発生するおそれがあるとき （放射線障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものとし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断できない場合、原子炉施設の故障等、原子炉施設が障害の直接の原因となった場合に限定される（作業用機器、仮設機器等は含まない）	○	●判断を確認後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討		
(17)その他必要と認められる事項	① 原子力発電所で大きな地震を感じたとき(地震観測地点の「双葉町新山」「大熊町下野上」「大熊町野上」「富岡町本岡」「楢葉町北田」のいずれかで震度4以上を目安とする。)	気象状況(地震、竜巻等)	地震	震度4以上(双葉町、大熊町、楢葉町、富岡町の観測点)	○	●発生後の中央制御室(1~4号機、5・6号機、水処理)パラメータ確認後、速やかに ●異常が確認された場合、速やかに ●パトロール終了時(区分2・3の場合)	○	-	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施し、日報、1F 状況への記載はなし ●主要設備への影響が発生している場合は会見も実施		
				震度3以下(同上)	×	-	-	-	その他				
		竜巻/落雷/津波等	竜巻/落雷/津波等	注意報/警報が発令され、現場に待避指示を出した場合	○	●待避指示発令時 ●待避指示解除時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
	② 隣り合う2局以上のモニタリングポストにおいて、2時間以上の欠測が生じたとき等。[(12)参照]	設備共通	運転上の制限からの逸脱	トラブル	以下の設備に対する、機器の故障や誤操作等による運転上の制限からの逸脱 ・非常用水源 ・ほう酸水注入設備 ・建屋に貯留する滞留水 （その他の運転上の制限からの逸脱については、各設備等のトラブル事案に記載）	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討	
					運転上の制限からの逸脱を継続している状態で、フロントパラメータに大きな変動事象が確認された場合	○	●パラメータ急変発生確認後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討	
				作業	作業等に伴う計画的な運転上の制限からの移行	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●計画的な作業(「青旗」)適用開始後 ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載	
	③ 機器の故障や誤操作等により原子炉施設保安規定に定める運転上の制限からの逸脱が生じたとき。	制御棒	5・6号機における制御棒の想定外の引抜け、過挿入	トラブル	制御棒の想定外の引抜け、過挿入があった場合(燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討	
					「けが人、傷病者」に当該記載あり								
	<<当社で想定>>	法令報告該当	トラブル	原子炉等規制法等に基づく報告		○	●該当判断後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
					保安規定違反	-	保安検査、保安調査において保安規定違反(違反1~3)と判断された場合 保安検査、保安調査において保安規定違反(監視)と判断された場合	×	-	-	○	B	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施
新規設備導入、主要設備復旧					作業	炉心、使用済燃料プールの冷却に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載
作業					放射性物質の放出管理に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載	
作業					5・6号機の主要設備復旧時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F 状況にも記載	
放射性物質の調査依頼					作業	発電所構外で福島第一由来と思われる放射性物質が見つかり、調査を依頼された場合	×	-	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとまった時に公表

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、上記によらない事故・トラブルが発生した場合は、社会的関心の状況などを踏まえて通報・公表の要否を柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで通報・公表します。

※竜巻/落雷/津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見・レクを開催します。

※会見とは本店における記者会見を指し、レクとは福島県政記者会における記者レクを指します。